

パートタイム

令和 7 年度 採用

加古川市
会計年度任用職員
【生活困窮者等支援員】
（生活困窮者相談支援担当）
募集要項



令和 7 年 6 月
受 験 案 内

申込受付期間 随時申込みを受け付けています。（土・日曜日、祝日を除く）
午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 15 分
※募集人数に達した時点で受付を締め切ります。

申込受付場所 加古川市役所 本館 2 階 福祉部 地域福祉課

加古川市 福祉部 地域福祉課 福祉総合支援係

〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000 番地

TEL（079）427-9382（直通）

1. 応募資格等

職 種	募集人数	応 募 資 格	任 期
生活困窮者等 支援員 (相談支援担 当)	2 名程度	①普通自動車運転免許の資格がある人 ②福祉分野の相談業務経験があり、相談支 援業務に熱意を持って取り組む意欲のある 人	勤務開始日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで ※ 1 年を超えない期間で、 最長 5 年まで再度任用する 場合があります。

注 1) 地方公務員法第 16 条 (欠格要件) のいずれかに該当する人は応募できません。

注 2) この採用は、加古川市の正規職員の採用とは無関係であり、正規職員採用の際に優先されるものではありません。

注 3) 合格基準に満たない場合は不合格とするため、合格者数が募集人数を下回る場合があります。

2. 受験申込

受付期間	随時、申込みを受け付けています。(土・日曜日、祝日を除く) 午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 15 分 ※募集人数に達した時点で受付を締め切ります。
必要書類	①加古川市会計年度任用職員(地域福祉課)採用試験申込書 ※必要事項を記入の上、写真(縦 4cm×横 3cm)を貼付してください。 ②作文「生活困窮者に対する支援について私の考えること」 ※所定の原稿用紙(400 字詰)2 枚に収まるように記入してください。
受付場所	〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000 番地 加古川市 福祉部 地域福祉課 福祉総合支援係 (加古川市役所 本館 2 階 窓口 35 番) ※郵送可
受 験 票	申込受付後に郵送します。

※申込書及び提出書類一式は、返却いたしません。

3. 試験概要

[試 験 日] 申込受付後、後日、郵送する受験票で通知します。(別途相談可)

[試 験 内 容] 面接試験

[試 験 会 場] 加古川市役所

※試験会場等の詳細は受験票送付時にお知らせします。

※車で来られる場合は立体駐車場たんようカーパークつつじ(有料)を利用いただけますが、開場時刻は午前 8 時 15 分です。

[持参する物] 受験票(申込受付後に郵送します。)

[結 果 発 表] 面接試験実施日から 2 週間以内に郵送で通知します。

4. 試験結果の開示について

この試験の結果については、所定の書面により開示を求めることができます。開示を請求する場合は、受験者本人であることを明らかにできる書類（受験票、運転免許証等）を持参のうえ、**受験者本人が直接請求**してください。電話、郵送等による請求はできません。

請求できる人	開示内容	開示期間	請求先及び開示場所
不合格者	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1カ月間	加古川市福祉部地域福祉課

5. 勤務条件

業 務 内 容	生活困窮者やひきこもっている方に対する窓口、訪問、電話による相談・支援業務（訪問への同行、記録作成等含む）
勤 務 場 所	加古川市役所 地域福祉課
任 期	勤務開始日から令和8年3月31日まで
勤 務 時 間	午前9時から午後5時まで（休憩時間60分） 週35時間【1日7時間×週5日、月～金曜日】 ※業務の都合により時間外勤務が生じる可能性があります。
休 日	国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日
報 酬 等	月額 209,880円（令和7年4月1日時点） ※本市での勤務実績に応じて加算される場合があります。 また、「加古川市会計年度任用職員の給与及び報酬等に関する条例」の定めるところにより、地域手当（月額に含む）・通勤手当相当の報酬、期末手当（年2回、年間最大2.5月分支給（条件あり））、勤勉手当（年2回、年間最大2.1月分支給（条件あり））、等を支給します。 ※上記報酬及び諸手当の内容は、今後、給与改定等により変更になる場合があります。
休 暇 等	年次有給休暇：任期に応じて付与（1年間に最大20日） ※上記以外に、結婚休暇や忌引休暇等の特別休暇があります。
服 務	地方公務員法に規定するサービスの各規定が適用されます。 （サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止） ※一定の要件を満たす場合は、兼業が可能です。本市と兼業先の勤務時間を合わせて、法定労働時間（1日8時間又は週40時間）を超える場合には原則認められません。 また、懲戒処分等の規定が適用されます。
社 会 保 険	健康保険・厚生年金・雇用保険が適用となります。
公 務 災 害	市の非常勤職員の公務災害補償制度が適用されます。
そ の 他	地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1か月（勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

6. 申込受付場所位置図

